

ニュージーランド映画作奨励基金 映画製作奨励基金および審査基準の概要

ニュージーランド政府は2008年7月1日、「ニュージーランド映画製作奨励基金」(以下「本基金」または「SPIF」)を設立しました。本基金は、重要なニュージーランドのコンテンツを含むとみなされ、一定の申請条件を満たすニュージーランドの長編映画、テレビ、およびその他の形式の映画作品に対し、助成金(以下「SPIF助成金」または「助成金」)を提供します。

本基金の目的:

- ▶ 視聴者の利益のために、ニュージーランドの文化的要素を含む中規模および大規模な映画製作の拡大を支援する。
- ▶ ニュージーランドの国際競争力を維持することにより、ニュージーランド映画における優れた人材、ストーリー、インフラの保持を支援する。
- ▶ 市場とのつながりを強化し、より大規模な映画製作への民間投資が増加するよう、ニュージーランド映画製作産業を振興する。

本基金が提供するもの:

- ▶ 対象となる長編映画において申請者が支出した「所定基準を満たすニュージーランドでの製作費(QNZPE)」の40%の助成金、または
- ▶ 対象となるテレビまたはその他の形式の映画製作において申請者が支出したQNZPEの20%の助成金。

助成金の対象となる作品の形式:長編映画、単発番組、ドキュメンタリー、シリーズ番組、短編アニメ

最低基準および助成額

形式	最低QNZPE(NZドル)	SPIF助成金
長編映画	400万 放映時間60分以上 (IMAX45分を除く)	QNZPEの 40%
シリーズ番組	100万 CMを含む放映時間1時間あたり最低50 万ドル以上	QNZPEの 20%
単発番組	100万 CMを含む放映時間1時間あたり最低50 万ドル以上	QNZPEの 20%
ドキュメンタ リー	25万 放映時間 CMを含めて30分以上	QNZPEの 20%
短編アニメ	25万 放映時間 CMを含めて30分以上	QNZPEの 20%

1作品あたりの助成金上限額は600万NZドルです。

個々の製作プロジェクトにおいて、QNZPEとして申請できる上限額は1500万NZドルです。

- ▶ QNZPEは通常、ニュージーランド国内で提供される物品・サービス、またはニュージーランド国内での土地の利用によって発生する製作費と定義されます。
- ▶ 公式共同製作の場合、QNZPEではなく、(審査基準で定義されている)総製作費がQNZPE最低基準として考慮されます。場合によっては、ニュージーランド国外での製作費がQNZPEとして認められることがあります。(詳しくは、審査基準全文をお読みください。)
- ▶ 審査基準は2008年7月1日から適用されます。主な撮影が7月1日以前に開始されている作品は、この助成金の対象作品にはなりません。契約における支払い義務の発生時期にかかわらず、7月1日以降に出費された費用のみがQNZPEとして考慮されます。政府による振興財政支援を受けていても、基金の申請資格に影響はありません。
- ▶ 長編映画の場合、他のニュージーランド政府機関から製作財政支援(あるいは製作に関連する財政支援)を受けている場合も、基金の申請条件を満たしていれば、そのQNZPEが助成金受給の対象となります。
- ▶ 長編映画が申請条件を満たすためには、ニュージーランドにおいて商業的な配給合意が確認されていなければならない、それは法的に拘束力のある善意の契約覚書あるいは配給合意契約によって証明される必要があります。
- ▶ テレビおよびその他の形式の映画作品については、その作品がニュージーランド政府の財政支援を受けている場合には基金の申請はできません。申請条件を満たしている作品は、長編映画と同様に、ニュージーランドにおける商業的な配給契約が確認される必要があります。その契約には、ニュージーランドのテレビ局、ニュージーランドにおけるDVDとしての商業販売、あるいは(オンラインや携帯電話などの)新メディアによる提供などを通じて、その作品がニュージーランドにおいてニュージーランド人によって視聴できる方法を盛り込んでいなければならない。また、デジタル、視覚効果プロダクション(PDV)助成金の申請資格もありません。
- ▶ 所得税に関しては、基金の助成金は標準助成金として取り扱われ、映画製作の基本経費から受領した助成金を差し引いた形で税計算をすることになります。
- ▶ 製作費が1500万NZドル以上の作品は、大型予算映画製作(LBSP)助成金の申請資格を満たしている場合があります。ただし、1つの作品が映画製作奨励基金とLBSP助成金の両方から助成金を受け取ることはできません。また、ポスト、デジタル、視覚効果プロダクション(PDV)助成金の申請資格もありません。



助成金の管理

本助成金はニュージーランド・フィルム・コミッション(NZFC)が管理しています。

申請者は製作前または製作中に、助成金受給対象者として「暫定認証(Provisional Certification)」を申請することができます。資格認証は、重要なニュージーランドのコンテンツの審査、あるいは重要なニュージーランドのコンテンツと(配給要件を満たしている)QNZPE認証の審査をする期間において暫定となります。暫定認証の交付は、助成金の受給を保証するものではありません。申請者は作品の製作終了後、改めて「最終認証(Final Certification)」を申請しなければなりません。

暫定認証受領後に(製作スタッフ、キャスト、ロケ地など)製作内容に変更があった場合は、申請者は速やかにNZFCに報告し、変更内容が助成金の申請資格に影響があるかどうかを確認するものとします。

「最終認証」の申請は作品完成後6ヶ月以内にNZFCに提出しなければなりません。

申請者の資格:

- ▶ ニュージーランド居住企業、または
- ▶ 法人所得税申告のため、(申込書提出時および助成金交付時の両時点)でニュージーランドに事業所を有する外国企業でなければならない。

助成金は1作品につき1企業に対してのみ提供されます。

ニュージーランドのテレビ放送局が、ニュージーランドにおける製作にかかわるすべての業務に責任を有する製作会社としての事業を行っている場合は、助成金受給対象者となる場合があります。

助成金は、内国歳入庁(IRD)によって認証された税情報およびNZFCの「最終認証」の状況に基づいて交付されます。申請書が完全に記入され認証されれば、NZFCは申請から3ヶ月以内に交付できるよう努めます。

審査基準(Criteria)の全文とおよび重要なニュージーランドのコンテンツに関するガイダンス(Guidance Notes)は、当機関のサイトwww.filmnz.comでご覧いただけます。

助成金申請用紙の入手先:

Manager, Screen Production Incentive Fund
New Zealand Film Commission
PO Box 11 546
Wellington 6142
New Zealand

Tel: +64 4 382 7680 Email: spif@nzfilm.co.nz

「重要なニュージーランドのコンテンツ」の審査

本基金は、「1978年ニュージーランド・フィルム・コミッション法第18条」に基づき、**重要なニュージーランドのコンテンツ**を含むニュージーランド作品(あるいは他の作品)として、ニュージーランド・フィルム・コミッション(NZFC)によって認証を受けた作品にのみ交付されます。

作品がSPIF助成金交付資格に該当する重要なニュージーランドのコンテンツを含んでいるかどうかを判断する資料として、ガイダンス(Guidance Notes)を作成しましたのでご利用ください。

重要なニュージーランドのコンテンツを含む条件とは、映画(ストーリー、ロケ地、登場人物、文化)において、ニュージーランドが特定でき、製作サイド(脚本家、監督、プロデューサー)に多くのニュージーランド人が採用され、キャスト、クルー、利用施設などにおいても高レベルでのニュージーランド人の採用およびニュージーランド施設の利用が確認できなければならないというものです。

公式共同製作

テレビやその他の形式の映画作品を含むあらゆる映画作品において、その作品がニュージーランド・フィルム・コミッションによって「公式共同製作」と認められた場合は、ニュージーランドとの二国間映像作品共同製作合意に準じて、自動的に「重要なニュージーランドのコンテンツ」を含む作品として認められ基金申請資格が与えられます。

共同製作に関する協定のリストは以下のサイトでご確認ください。
www.nzfilm.co.nz/RegulatoryApprovals/CoProductionTreaties.aspx

www.filmnz.com

